

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を行うこととされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 概要

- (1) 基金の設置目的に、高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を加えることとします。(第1条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条から第7条 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等および高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条から第7条 省略</p>